指定管理者総括評価シート

1　施設の概要

施設名称	盛岡体育館	所在地	盛岡市上田三丁目17番60号
施設の設置目的・概要	屋内運動場（体育館）を整備することにより、市民にスポーツ活動の場を提供する。		
建物・設備の概要	鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造、地上3階地下1階建ー敷地（6、272㎡）、延床面積（7、594㎡）、アリーナ（1,610㎡、バスケットボール2面・ハンドボール1面・バレーボール3面・フットサル1面） 事務室（1）、印刷室（1）、指導員室（1）、医務室（1）、研修室（1）、更衣室（4）、シャワー室（4）、チャイルドルーム（1）、控室（1）、放送室（1）、トレーニングルーム（1）、談話室（1）、体力測定室（1）	設置年月日	平成8年5月1日

2　指定管理者が行う業務等

指定管理者名	公益財団法人盛岡市スポーツ協会	所管課名	スポーツ推進課
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日		
指定管理業務の内容	（1）施設の使用承認等に関すること。 （2）施設及び設備の維持管理に関する業務 （3）その他市長が定める業務	指定管理料（千円）	R1 32,077 千円 R2 34,327 千円 R3 36,029 千円 R4 30,193 千円 R5 30,092 千円
制度導入によって目指す施設の姿	体育館を利用した市民の多様なスポーツ活動を推進するとともに、気軽に多くの市民が利用できる施設を目指す。		

3　評価結果

総合評価	C	単位内の施設	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		盛岡体育館	A	A	A
		市営野球場	A	A	C
		太田橋野球場	A	A	C

施設所管部の			
管理運営方法の検討			
	指定期間中の導入効果及び課題		・多様な自主事業の企画が好評であり、利用者を増加させるための工夫が図られている。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者数及び利用料金収入のいずれも数値目標に届いておらず、さらに利用者を伸ばすための方策が課題として上げられる。
	今後の管理運営方法		■　指定管理者制度　　□　直営
		理由	当該施設は、フットサル、バスケット等に関する知識及び大会開催のノウハウを有する者が管理運営を行うことで、利用者サービスの確保が図られる。 また、開館時間が夜間帯に及ぶため、直営にした場合、職員の柔軟なシフトが組みにくく、効率的な人員配置が難しいため。

評価	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	□ 延長　■ 公募　□ 非公募（理由：
	所在地に対する団体の条件	■ 市内　□ 制約を設けない（理由：　）
	管理形態	□ 単館管理　■ 一体管理（施設名及び理由：盛岡体育館、市営野球場、太田橋野球場の3施設での一体管理をすることで、窓口が統一され、利便性の向上に繋がるほか、コスト削減や施設間の連携等を生かした一体管理を行うことが効率的であるため。）
	今後の改善点	
	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者数及び利用料金収入のいずれも数値目標に達していないことから、利用者増への方策が求められる。	
制度担当部の意見		

※評価基準

総合評価	
S	【年度評価】の全てがAA以上かつ、Sが1つ以上である。※1単位内に複数施設がある場合は、1施設ごとにSが1つ以上である。
AA	【年度評価】の全てがA以上である。
A	【年度評価】のA以上が半数以上含まれている。※ただし、Cが一つ以上ある場合はC評
B	【年度評価】のBが半数を超えている。※ただし、Cが一つ以上ある場合はC評価
C	【年度評価】にCが含まれている。